

議案第 1 2 号

宇治市森林環境譲与税基金条例を制定するについて

宇治市森林環境譲与税基金条例を、次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第        号

宇治市森林環境譲与税基金条例

(目的及び設置)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第28条第1項の規定により譲与される額を同法第34条第1項各号に掲げる施策に要する経費に充てるため、宇治市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

森林の有する公益的機能を維持増進するため、宇治市森林環境譲与税基金を設置したいので、条例を制定するものであります。